

2011年11月29日

お客様各位

日本貨物航空株式会社

韓国税関 貨物事前情報提出制度の運用開始日の変更について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は弊社をご利用賜り、誠に有難うございます。

さて、2011年11月21日付けにて、2011年12月1日より韓国税関新規則により、韓国向け航空貨物について、日本発は出発地空港を離陸するまでに、貨物情報(マスターAWB情報、ハウスAWB情報)を電子的データにより申告することが義務化となる旨、ご案内させて頂きましたが、規則の運用開始日が2012年1月1日に変更となりましたこと、ご案内申し上げます。(貨物情報の伝達方法等につきましては、変更ございません。)お客様のご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

運用開始便 : 2012年1月1日(対象便の韓国到着日)

以上